

## 第1回 四万十町水道料金適正化検討委員会 議事要旨

- 1 日 時 平成30年12月20日(木) 10:00~12:00
- 2 場 所 四万十町役場東庁舎2階 町民活動支援室
- 3 出席者 (委員)
  - ・奥宮敏男 ・船村覺 ・國澤健三 ・伊賀紀三郎 ・森野幸世
  - ・浜田泰子 ・谷本敬太(欠席なし)  
(町出席)
  - ・中尾博憲 町長(事務局)
  - ・宮本彰一 環境水道課課長 ・武内伸介 環境水道課副課長
  - ・高橋一夫 環境水道課主査 ・山下美穂 環境水道課主幹
- 4 会議形式 公開(傍聴者1人)
- 5 会次第
  - (1) 開会
  - (2) 委嘱状の交付
  - (3) 町長挨拶
  - (4) 検討委員紹介
  - (5) 委員長・副委員長の選任
  - (6) 議事
    - (ア) 水道事業の概要について
    - (イ) 検討委員会の開催予定について
    - (ウ) その他
  - (7) 閉会
- 6 会議概要
  - (1) 開会
  - (2) 委嘱状交付
  - (3) 町長挨拶
  - (4) 検討委員紹介  
事務局自己紹介
  - (5) 委員長・副委員長の選任  
委員長に 奥宮敏男(有識者)、副委員長に 船村覺(窪川地区区長会会長)を選出する。

(6) 検討依頼

町長から検討会に検討依頼

(7) 議事事項

(ア) 水道事業の概要について

<事務局>

- ・「水道事業のしくみ」について説明した。

<委員長>

- ・ここままで（水道事業のしくみ）質問はありませんか。
- ・ないようですので、次に進んで行きたいと思います。

<事務局>

- ・「四万十町水道事業の沿革と概要」について説明した。

<委員長>

- ・主な水道事業の沿革と事業方針についての説明がありましたが、何か質問はありませんか。

<委員>

- ・田野々地区については、合併以後何も手を付けていないということか。

<事務局>

- ・未普及解消事業とそれに関連した統合事業を主に施工しており、単独での施設更新は行っていません。

<委員>

- ・田野々簡水はやって無いということですね。耐震化もされて無いし、かなり老朽化しているが今後改修計画はありますか。

<委員長>

- ・別添2施設一覧を見ると田野々簡水が一番の課題となっていると思います。

<事務局>

- ・耐震化を含めた施設更新が今後の一番の課題だと考えている。

<委員>

- ・田野々地区の住民も良い水が飲めるようにキチンとした整備をお願いしたい。

<委員長>

- ・それでは、前へ進めていきたいと思います。

<事務局>

- ・「水道事業の現状と課題」について説明した。

<委員長>

- ・ちょっと待って、7・8ページですが水を売った収入が7ページ、8ページは水を作る経費が載っています。これは損益勘定です。9・10ページは投資の関係の収支になるので別になります。

<事務局>

- ・別建てになります。のちほど収支計画で、収益的収、資本的収支とはどのようなものか説明させていただきます。

- ・「水道事業の現状と課題」について説明を再開した。

<委員長>

- ・ちょっと待って、9ページの投資収支状況と言うのは、一般的に言うと株の投資と思われるが、この場合は、建設改良の改修分そういったものに、手持ちの金では足りないので、10ページの企業債を借りてやっていくと借金の額が年々こうなっていく。結局、後の人が何年かに分けて払っていくので重い負担がかかってくるので問題になるということです。

<委員>

- ・企業債残高 11 億円すごい額だが、一番の原因は建設改良費でしょうか。

<事務局>

- ・建設改良費です。平成 14 年度から平成 17 年度まで第 7 次拡張工事を行いまして、耐震化を水源から配水管まで行い、その財源として起債を借り入れたことと、平成 26 年度の災害復旧工事でも起債を借りています。この二つのことで大きくなっています。

<委員>

- ・平成 26 年度の災害の影響も大いにあるということですが、特別損失 7,900 万円その後特別利益で保険が 3,300 万円ありますが、台風の災害工事がこれほど企業債残高に影響あるものでしょうか。

<事務局>

- ・特別損失は、現金として動いてないですが、費用として出ていくものです。特別利益の 3,300 万円は現金として入ってます。災害の費用ですが、災害復旧として約 1 億、それに対応する防水壁として 1 億、約 2 億をかけて災害と防災対策を行ったと記憶していますが、詳しい資料は、次回提示したいと思います。

<委員長>

- ・損益勘定で不足をしたら繰入金で対応、投資的のほうは、手持ちのお金と企業債を借りてやっていく。同じように入ってくる金でも片一方は繰入金、片一方は借金ということになる。
- ・次へ、進めていいですかね。

<事務局>

- ・「施設・管路の状況」について説明した。

<委員>

- ・今、十川地区でですね、水道工事が行われていますが国庫補助事業でしょうか。

<事務局>

- ・国庫補助事業です。平成 31 年で期限を切られていまして、以降の国庫補助事業がなくなります。

<委員長>

- ・簡易水道は、国庫補助はあるが、上水はあるか。

<事務局>

- ・上水も補助事業がありますが、補助メニューが限られておりまして、例えば大き

なダムの水源の開発やクリプトスポリジウムに対するメニュー等があります。施設更新の場合は、該当しなかったと思います。

<委員長>

- ・統合計画を出さないと国庫補助は31年度までで、それ以後は無しということよね。

<事務局>

- ・なしです。簡易水道の補助事業としては残りますが、採択要件がかなり厳しく、ほとんどの市町村が簡易水道事業の補助メニューに乗らないということになってくると思います。

<委員長>

- ・わかりましたか。

<委員>

- ・専門家じゃないき、わからん。

<委員長>

- ・水道は、上水と簡易水道があつて、上水へ全部統合しいやと。今までは、工事をやっつて補助金があつたけれど、統合せんと出さないという形になってきている。

<委員>

- ・統合が出来ればいいが、色んな制限があるのでは。

<事務局>

- ・統合は、経営の統合ということで、簡易水道の特別会計が無くなって、法適用の上水へ統合するということです。

<委員>

- ・事業を拡大して統合出来るなら、統合したら良いのでは。

<委員長>

- ・統合は、管をつないで統合するのと経営統合と両方ある。

<委員>

- ・それで、四万十町の田野々簡易水道がですね、施設更新が重要な課題となっているが、31年度までに国庫補事業として滑り込めるんですか。

<事務局>

- ・いまの計画、総合振興計画の中には、田野々簡易水道上がっていませんので、31年度末までには難しい。

<委員>

- ・後回しかよ。

<事務局>

- ・それをどうするかというところは、今後の料金改定をどの様にするかというところに繋がっていくと思います。財源が限られており、上水道になれば補助事業が無くなる。また、補助率が40パーセントですのでそれが無くなる。施設の更新、特に田野々を中心に残っていると、それをどうするか、その財源をどうするか、というところが次回、第2回目以降の検討してもらいたい大きな議題になろうかと思いま

す。

<委員長>

- ・例えば、上水でも、今まで通り起債を借りて出来るわけよね。

<事務局>

- ・出来ます。上水道債がありますので出来ます。

<委員長>

- ・統合計画をせず 31 年過ぎたら、簡水で残った場合は、補助はないが、全然道がないわけではないです。

<委員>

- ・地震が起きて、断水して 1 ヶ月も 2 ヶ月も水が来ない所を見てきましたので、そういうのは、早く解消して対応策を出して整備してもらいたい。田野々地区だけが水がありませんと言うことでは、田野々地区、大正の代表として来ていますので申し上げます。私は当て職ですので今日で終わりですので、次回からは新しい人が来ると思っていますので、そのところもやっぱり町も方針を立ててやってもらわなければ困りますと言う意見を申し上げておきます。

<委員長>

- ・田野々地区は、30 年に作ってからずっと配水管の敷設替えなんか全然やってないのか。

<事務局>

- ・芳川に第 2 水源を作ったのはわかっているが、配管等は、更新などの資料はありませんでした。

<委員長>

- ・水源があっても、途中の配管がザーザー漏れていたらどうにもならない。

<委員>

- ・窪川の場合は、耐震化等でやったりしちょらねえ。

<事務局>

- ・やっています。

<委員>

- ・田野々地区は、簡易水道をやって、下水道もしてきたと言う経過があって、そこまで手が回っていなかった。今後については、早急に安全できれいな水を確保できるように申し上げておきます。

<委員長>

- ・と言うことで、田野々簡水が一番問題があると言う認識はあるということです。
- ・では、続いて。

<事務局>

- ・つづいて、「経営効率化のための取組み」について説明した。

<委員長>

- ・ここは、わかりにくいでしょうね。減価償却費は、結局、資産を取得したら、耐用年数に分けて経費を払い続けていかなければいけない。統合すればそれだけ資産が

増えるので、経費として落としていく減価減価償却費が増えていきますので経営が厳しくなる。

<事務局>

- ・そうです。現金としては出ていきませんが費用としては、出ていきますのでその分見合いの収入が無ければ毎年赤字となっていくます。収益的収支で赤字となります。

<委員>

- ・滞納の率が多くはないですか。

<事務局>

- ・高知県の平均位のところです。滞納処分については、日頃、電話対応や給水停止などの対応を行っています。徴収率は、合併当時バラつきがありましたが、それを改善し、向上するよう様に努めています。

<委員>

- ・滞納についても、払える人と払えない人と色々あり、経済状態が違うので、経済的にも厳しい所から無理やりとって、水を止めるのは避けていただきたい。払えるのに払わない所からは積極的に徴収していくと言う2本立てで徴収率の努力をお願いしたい。

<事務局>

- ・払えるのに払わない人に対しては、給水停止を含めて対応している。払えない人については、税務課が情報を持っていますので、債権管理条例に基づいて、不納欠損を含めて対処しています。

<委員長>

- ・水道は、命の水ですので高度な判断で止める止めないを判断しなければいけない。

<委員>

- ・取れるのに放置している滞納はよくないと思う。

<事務局>

- ・払えるのに払わない悪質なところは、給水停止処置を取っています。

<委員>

- ・わかりました。

<委員長>

- ・次へ進んでいいですか。

<委員>

- ・いいです。

<事務局>

- ・「水道事業の将来見通し」について説明した。
- ・「別添③収支予測（改定率0%、基準外繰入なし）」について説明した。

<委員長>

- ・一辺で説明しても分からない。水道の決算書が在ったほうがわかりやすい。ここが損益勘定で、資本勘定、ここが貸借対照表だと思うが、3つの事を一緒に話さうき分かりにくいとは思ふ。ここで減価償却費とか出てくるがお金は出て行かんきねえ、

どこでわかるかと言ったら貸借対照表の現金のところわかる。

<委員>

- ・資金ショートするのは、いつから。

<事務局>

- ・34年からです。

<委員>

- ・34年には、今の水道料金で行きよったら、資金ショートして経営が出来ないと言う状態になる。

<事務局>

- ・これは、あくまでも基準外繰入が無い状態です。現在、基準外繰入をしていますので、現在程度の基準外繰入をすればどうなるかというのは、次になります。

<委員>

- ・基準外繰入は、出来るか。

<事務局>

- ・出来ますけれども、地方公営企業法が32年から適用され、これまでは、簡易水道があって公営企業法を適用してなかったが、その分緩い対応が出来たんですが、32年からは、上水道となって独立性がより求められて、基準外繰入を入れるにしても、理由のある基準外繰入を入れなければいけないと考えています。

<委員>

- ・住民負担から考えると、ある程度の繰入は行っていただきたい。

<事務局>

- ・先ほど挨拶で町長が言いましたようにそのあたりは理解してもらっていると思います。

<委員>

- ・水道法が改正となり民間と言う話が出てきているが、海外では、民営化したが、再公営化となってきている。うちらの場合は、そういうことはあり得ないと思うが、公営でやる場合は、一般会計からのある程度の繰入もやむを得ない。民営化した場合は、大幅に水道料金を上げなければいけない。どちらを取るかと言うのは今後の課題でしょう。今日決める話ではないが。

<委員長>

- ・去年の町の決算状況ですが、167億の町の予算ですが、その中で入ってきている税金の額は17億しかない。基準内繰入は、国の手当てがあるが、基準外繰入になると国の手当てがない。

<委員>

- ・国から貰っているわけではなく税金を集めて交付税になっているから有効に使って、住民にすべての負担が行かないように。

<事務局>

- ・公営企業は、料金を持って経営することが頭にありまけれども、普及率が99パーセント、全町民に近いところでありますのでそのところを考えて繰入を考慮して

もらえればありがたい。

<委員長>

- ・商売やったら人口が減ったので店を閉めようかと言うことができるが、水道は1軒でもあったら締めれないので、難儀なところがある。

<委員>

- ・高齢化社会が進行している。シミュレーション以上に進んでいくと思う。水道料金の値上げについても反対との意見ではないけれども、ある程度に抑えてもらわないと年金生活している人も社会保障費を払っているのに食べていくのに精一杯であるし、水道料金、消費税が上がっていくのを勘案して、考慮して進めていただきたい。

<事務局>

- ・この意見を踏まえて、繰入金をどれ位入れてもらえるか執行部と話し合ってみたいと思います。
- ・「別添④収支予測（改定率0%、基準外繰入あり）」について説明した、

<委員長>

- ・基準内繰入だけだったら34年でアウトよね。

<事務局>

- ・そうです。基準内繰入だけだと34年です。

<委員長>

- ・あとは、廻す現金はある。あるけれども建設改良をどうするか。

<事務局>

- ・そうです。例えば、簡易水道に関しては、補助事業が40パーセントあり、なおかつ有利な起債を借入ができますが、上水道になると補助事業がなし、有利な起債の借入がなしと、有利な前提二つがなくなる。これが無い場合の建設改良の財源をどうするかと言うことが課題です。

<委員長>

- ・統合計画を出すはね。

<事務局>

- ・出しています。

<委員長>

- ・31年度以降補助金は。

<事務局>

- ・あるんですけど、採択要件がものすごく高くなります。

<事務局>

- ・したがって、水道料金をどうするかと言うことになってくる。

<委員>

- ・水道料金を上げんといかんと。

<事務局>

- ・その理由を説明さしてもらったのが、今回の説明です。



<委員>

- ・別に、事業をしなければ、料金を上げる必要はないのでは。

<事務局>

- ・先ほど説明したとおり、40年～45年の間に集中的に施設が来ていますので、60年で計算しますと、後、10年から25年後になりますと漏水箇所が多く発生するようになります。

<委員>

- ・調べてますか。

<事務局>

- ・漏水ですか。有収水量は管理してます。

<委員>

- ・老朽化は調べてますか。

<事務局>

- ・管種、敷設年度の資料はあります。塩ビ管は60年、铸铁管は80年で更新を考えている。

<委員>

- ・ある程度目視もしていただいて、安全であれがいいが、安全でなければやり替えていかなければいけない。命にかかわる問題やきね。

<委員長>

- ・田野々簡水は、どの様な管種を使っているか資料はあるか。

<事務局>

- ・塩ビ管で铸铁管は、敷設されていない。耐震管は敷設されていない。

<委員>

- ・やるとなれば、十和、窪川と同じようにしなければいけない。そうするとやっぱり水道料金のアップは、やむを得ないが、アップをしたが、事業はしないと言うことには、ならないようにしていただきたい。

<事務局>

- ・質問はありませんか。

<委員>

- ・ありません。

(イ) 検討委員会の開催予定について

<事務局>

- ・第2回以降の開催予定について説明
- ・第2回の開催日については、後程連絡し、日程調整をいたします。

閉会